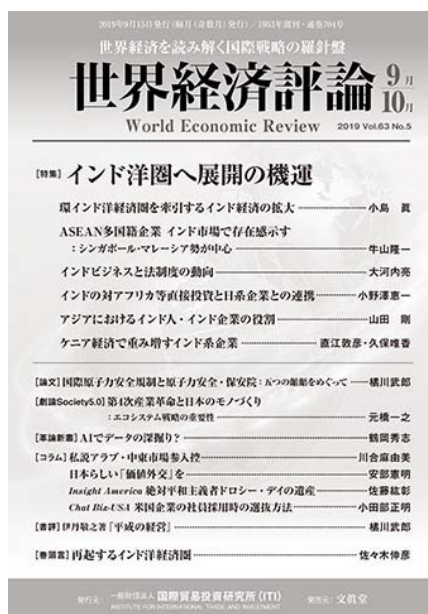


本論文は

世界経済評論 2019年9/10月号

(2019年9月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料

無料

OFF



定期購読
期間中

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン書店

インドビジネスと 法制度の動向



アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー弁護士 **大河内 亮**

おおこうち りょう 2008-2009年、インドの法律事務所 Amarchand & Mangaldas (現 Shardul Amarchand Mangaldas & Co) にて研修。国内外の企業法務、とりわけ日系企業のインド進出案件に数多く携わる。

ナレンドラ・モディ氏が首相として再選され、日本企業のインドにおけるビジネスはさらなる拡大が期待される。本稿では、ビジネス環境の整備としての外資規制の緩和、個人情報保護規制の強化、汚職防止法の改正による汚職防止への取組み、仲裁制度を巡る動き、競争法の見直しなど、インドのビジネスに関わる近年の法制度改革の動向を紹介する。インドにおける法制の変革の今を伝え、今後の動向の予測に資するものとしたい。

2019年4月から5月にかけて実施されたインドの下院（ロク・サバ (Lok Sabha)）の総選挙は、ナレンドラ・モディ首相が率いる与党（インド人民党：Bharatiya Janata Party (BJP)）が単独過半数を確保した。ナレンドラ・モディ氏が首相として再選され、2期目を迎えることとなった。インドの経済成長のために外国からの投資を促進することに積極的なモディ政権が継続することは、インドにおいてビジネスを展開する企業にとって好ましい結果と言えるだろう。ナレンドラ・モディ首相は、グジャラート州首相の時代から外国投資の呼び込みに積極的であることで知られ、インド首相1期目においても数多くの施策を断行し、外資に対する規制の緩和などを進めてきた。モディ氏と安倍晋三首相の日印の政治的主導者の関係も良好であり、日本企業にとってはこれまで築いてきたビ

ジネスの基盤をモディ氏の2期目においてさらに拡大させていくことが期待される。モディ氏が外務大臣（Minister of External Affairs）に日本における勤務経験のある人物（スブラマニヤム・ジャイシャンカル氏）を登用したこともこのような期待を支えるものとなるかもしれない。

ナレンドラ・モディ首相の2期目を迎え、インドにおいては再び大きな法制度改革が行われるかもしれない。また、それは多くの日本企業にも影響を及ぼすと思われる。本稿においては、インドにおける近年の法制度改革の動向を紹介し、インド市場に関心を持つ読者の今後の動向の予測に資するものとしたい。

I ビジネス環境の整備と 外資規制の緩和の方向性

ナレンドラ・モディ首相は、インド首相に就任後、一貫して外国からの投資の促進を政策の重要な柱として位置付けている。同首相は自身の政策に分かりやすい標語を提示することで知られているが、そのなかでもメイド・イン・インディア (Made in India) ならぬ「メイク・イン・インディア (Make in India)」の標語は、特に参照されることが多い。外国企業の投資や技術をインドに招き入れ、インドにおける製造業を活発にしていくことが想定されたものである。税制上の優遇といった単なるインセンティブの付与に止まらず、法制度を整備し、規制の簡素化・透明性を向上させることによって、企業のインドへの進出意欲を向上させることも目標とされている。インドは世界銀行が発表する各国でのビジネスのしやすさを示す指標である Ease of Doing Business のランキングにおいて、2017 年度版でのランキングは 130 位であったが、2018 年度版において 100 位を達成し、2019 年度版では 77 位までランキングを向上させている（なお、2019 年度版において日本のランキングは 39 位である）。2019 年度版において、インドは、もっとも顕著な進展があった 10 か国のうちのひとつとして挙げられている。

第 1 期モディ政権においては、その初期において保険分野における外資の出資比率の上限を 26% から 49% に引き上げる保険法の改正を大統領令で提示するというやや性急な手法も見られた。インド憲法 123 条は、国会閉会中の暫定措置として、大統領は、国会で立法を承認され

たのと同様の効力を有する大統領令を発布することができる旨を定めており、この保険業への外資の出資比率の上限規制の緩和を内容とする大統領令も、同規定に基づいて発効されたものである。このような大統領令は、次期国会の開会后、6 週間以内に上下両院にて追認されなければ無効となること、上下両院が積極的にその効力を否認した場合にも無効となることが定められており、また、大統領は、いつでも大統領令を撤回できる。すなわち、大統領令による法律の改正は、あくまで臨時的、暫定的な性質のものである。同改正はその後インド国会において承認されている。野党が上院において優勢であり、法改正が思うように進まない状況を打破するために採られた手法ではあるが、このような手法にはインド国内においても議会制民主主義の軽視として疑問視する向きは多かった。第 1 期はナレンドラ・モディ氏に対する強い支持も背景に実現されたが、第 2 期においてはおそらく見られない手法であろう。

なお、インドにおける外国資本による出資比率の上限に関する規制は、多くの分野において既に相当程度緩和されていると評価できるが、依然として開放が望まれている分野として注目度が高いのは小売事業であろう。インドは多くの中規模・小規模、あるいは零細な小売事業者が存在しており、政治的な思惑からこの分野の外資への開放は、長年望まれながら遅々として進んでいないと言われている。むしろ今春の総選挙前には規制強化の動きも見られた。いわゆる E コマースへの外国投資は、在庫モデル (E コマース業者自身が在庫を管理し、販売するもの) については認められておらず、マーケットプレイスモデル (E コマース業者は買主と売主の取引の場を提供するのみ) については認めら

れている。2018年12月の政府通達において、規制当局は、マーケットプレイスモデルを採りながら実際にはグループ会社等に出品させたりすることで在庫の管理に影響を及ぼすような場合を取り締まる意思を見せた。同通達はマーケットプレイスモデルEコマース業者が販売業者にEコマース業者自身のプラットフォームにおいてのみ販売をすることを要求することも禁じた。大規模業者がそのような独占的契約を基礎として廉価で販売を行うことを抑止するものと見られ、やはりそのような廉価販売に対抗できない多くの事業者に配慮したものと見られる。今後もこの分野については大きな進展は見込まれないとする見方が多いように思われるが、市場の活性化には小売市場の開放は望ましいともいえ、筆者としてはモディ政権がこれまでよりも一歩踏み出した政策を実施することをなお期待したい。

II 個人情報保護規制の強化

インドにおいても個人情報の保護に関する関心は高まっており、インド政府は、2017年7月、個人情報保護に関する問題及び関連法令の整備について検討する専門家委員会（議長：B. N. Srikrishna）を設置した。

2018年7月27日、同委員会は、「A Free and Fair Digital Economy Protecting Privacy, Empowering Indians」と題する報告書を公表した。また、同委員会は、「2018年個人情報保護法案（Personal Data Protection Bill, 2018）」（以下、「本法案」）を策定し、インド政府に提出した。

現在、インドにおける個人情報の保護は、インドにおける情報技術産業に関する全般的な規

制法である2000年情報技術法（Information Technology Act, 2000）の条文の1つ（43A条）及び当該条文を踏まえた同法の施行規則であるInformation Technology（Reasonable Security Practices and Procedures and Sensitive Personal Data or Information）Rules, 2011によって規律されているが、欧州におけるGDPR（EU一般データ保護規則）の制定に見られるような世界的な個人情報保護の強化の流れを受け、2000年情報技術法（Information Technology Act, 2000）の一部としてではなく、個人情報保護を目的とした独自の法律として、本法案が立案されている。本法案は、まだインドの国会には上程されていないが、IT立国を掲げるインドにおいて注目度は高く、今後の動きを注視する必要がある。

III 汚職防止への取組み —汚職防止法の改正

近時のインドにおける贈収賄への社会的批判の高まりを反映し、2018年7月26日に、インドにおける公務員等に関する贈収賄規制の基本法である1988年汚職防止法（Prevention of Corruption Act, 1988）（以下、「1988年汚職防止法」）が大きく改正され（以下、「2018年改正」）、贈収賄に対する罰則が強化されるとともに、贈賄行為が独立の犯罪類型として扱われるなど、罰則の適用対象が拡大された。

近時の日系企業のコンプライアンス意識や実践の状況からすれば、インドにおいて自発的に贈賄を行う日系企業はほぼ無いと思われるものの、公務員側から要求されてやむを得ず渡してしまうといったケースや、現地の従業員が上司に無断で贈賄行為を行ってしまうといったケー

スは全くありえないとは言い難い。

2018年改正で導入された制度によれば、たとえば前者のようなケースでは「贈賄強制 (compulsion)」の抗弁を主張しうることから免責される可能性がある。「贈賄強制 (compulsion)」の抗弁とは、贈賄者側が、贈賄が公務員に強制されたことを証明すれば、無罪を主張できるというものである。なお、当該贈賄行為が行われた日から7日以内に、贈賄者側はその旨を捜査当局等へ報告しなければならない。

一方、後者のようなケースでは法人の取締役等が処罰される可能性があるが、このような場合について、2018年改正では「適正な手続 (adequate procedure)」の抗弁が導入されている。これは、贈賄者側が贈賄罪で起訴されたとしても、インド連邦政府が定めたガイドラインに従って、違法な行為を防止するための適切な措置を導入していたことを証明すれば、無罪を主張できるというものである。しかしながら、かかるガイドラインはまだ公表されていない。「適正な手続」の抗弁を利用できるよう、ガイドラインが示され次第、社内規程を整備することを検討すべきであろう。

IV 仲裁の利用—シンガポール仲裁とインド国内の仲裁

インドにおける裁判所による裁判は、非常に時間がかかると言われることが多い。筆者の感覚では、第一審においては先進国におけるようなスピードでの処理は期待できないものの、なんとか許容できる範囲であると感じているが、上訴審も含めれば確かに解決までの期間は比較的時間長い印象を受ける。これは事件数に比して裁判官が慢性的に不足している構造的問題があ

り、また、インドの裁判官は比較的ヒアリングを重視するため期日における審理が長時間にわたったり、かつ関係者が揃わないことで期日間の間隔が長くなったり、期日が延期されることが少なくないことによる。

判決の公正という観点からは、少なくとも高裁、最高裁のレベルにおいては外国資本だからといって不当に偏った判決が下されるということは少ないように思われるが、上述の解決までの期間の問題などから、インド企業と外国企業との間の紛争解決には、第三国における仲裁が選択されることが非常に多くなっている。日本もインドも、外国の仲裁判断の承認と、これに基づく強制執行に関する「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(いわゆるニューヨーク条約)に加盟している。各国の仲裁機関の中でもシンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre : SIAC) は、日本とインドの中間に位置する第三国の機関であること、アジア地域における仲裁機関として確立した評価を得ていること、交通アクセス、宿泊、通信等のインフラが整備された国であることなどの理由から、日本企業とインド企業との間の契約書において紛争解決機関として選択されることが多い。シンガポールもニューヨーク条約に加盟している。一方、相手方との交渉においては、インド国内の仲裁機関を紛争解決機関として合意するという妥協を余儀なくされることもある。特にインドの公的機関との契約においては、そのような場面が多くある。このような場合の選択肢として、近年設立されたムンバイ国際仲裁センター (Mumbai Centre For International Arbitration : MCIA) は検討に値すると思われる。同センターは2016年10月に組成されたまだ若い仲裁機関であるが、イ

ンドの経済の中心地であるムンバイにおいて、マハラシュトラ州と経済界・法曹界の協働により生まれた組織であり、インドにおける仲裁機関の中心的な存在の一つとなることが期待されている。

V 競争法の見直し

インドにおいては、事業者間の競争を規律する法律として2002年競争法(Competition Act, 2002)が制定されている。同法は、段階的施行を経て、2011年6月に全面的に施行された。日本の公正取引委員会に相当するインドの機関はインド競争委員会(Competition Commission of India)である。インド競争法に基づいて、インド競争委員会は活発に違反を取り締まっており、違反の場合に課される制裁金の額も大きい。米国、欧州、中国の競争法に並んで、その動向が注目されている。

インド競争委員会の現在の委員長は、アショク・クマル・グプタ氏であり、同氏は主に経済や産業を管轄する政府機関における役職を歴任する人物である。当職がインドの弁護士から聞く限りでは、同氏は実務的思考を持ちながらも法令に即した判断を尊重するバランスのとれた

人物であるようである。

インド競争法の実質的規定は2009年から施行されているが、その後もインド経済は著しく成長しており、競争法もそのようなビジネス環境の変化に対応する必要性が認識されていた。これに対応すべく、2018年9月、インド政府は競争関連法制の検討のための委員会を設置したことを公表した。同委員会は、国際的な実務も踏まえながら、法整備に対する提言を行うことが予定されている。同委員会は、インド政府の会社法管轄当局やインド競争委員会のトップ、弁護士、学者などから構成されている。

おわりに

以上のとおり、インドにおいては、近年多くの法制度が整備され、その中には新たに導入されたものや従来の規制を大幅に変更するものも含まれている。モディ政権の2期目においても多くの動きがあるであろう。中には選挙後の支持率の高い状況を背景として早期に実施されるものもあるかもしれない。インドビジネスの一端に関わる者として、インドが国内のみならず日本や世界の発展の維持に資する政策を実施することを期待して本稿を終えることにしたい。

インド関連の論文・報告書等のご紹介(1)

(一財)国際貿易投資研究所の調ホームページ(<http://www.iti.or.jp/>)からアクセスすることができます。

1. 「一带一路」構想と「インド太平洋」戦略～中国の進出脅威に日米印豪が協力連携へ～
(季刊 国際貿易と投資 114号、2018年)
2. 「インドのトランプ政権に対する期待と不安～オバマ時代の経済交流と安保協力は続くか」
(季刊 国際貿易と投資 108号、2017年)
3. 「一带一路」構想に対するインドのスタンス～中国の南西アジアやインド洋進出に懸念(その1)
(フラッシュ 372号、2018年)
4. 「一带一路」構想に対するインドのスタンス～中国の南西アジアやインド洋進出に懸念(その2)
(フラッシュ 357号、2017年)